

早期発見（ファーストキャッチ）の仕組みについて（案）

資料番号 6

【権利擁護支援が必要なとき】

- ・判断能力が十分でないため、その人らしい日常生活を送ることが危惧されるとき
- ・判断能力が十分でないため、必要な制度に結びつかなかったり、権利を行使できなくなったとき
- ・判断能力が十分でないことに乗じて、虐待や搾取を受けたり、だまされたり、刑事事件に巻き込まれる危険があるとき

援助の範囲から見た両制度の範囲 生活ニーズ	地域福祉権利 擁護事業 (委任契約)	成年後見制度 同意権・取消 権が付与	成年後見制度 代理権が付与
日用品の購入など日常生活に関する行為 ・食料品や被服の購入のための金銭管理 ・預金通帳や銀行員の保管・年金の受領等	↑ 相談・助言・ 情報提供が基本 ↓	↑ ↓	対象に なる
生活や身上保護に関する事務 ・介護保険サービスの利用契約 ・病院の入院契約等			↑ ↓
重要な財産行為 ・不動産の処分 ・遺産分割等			↑ ↓

